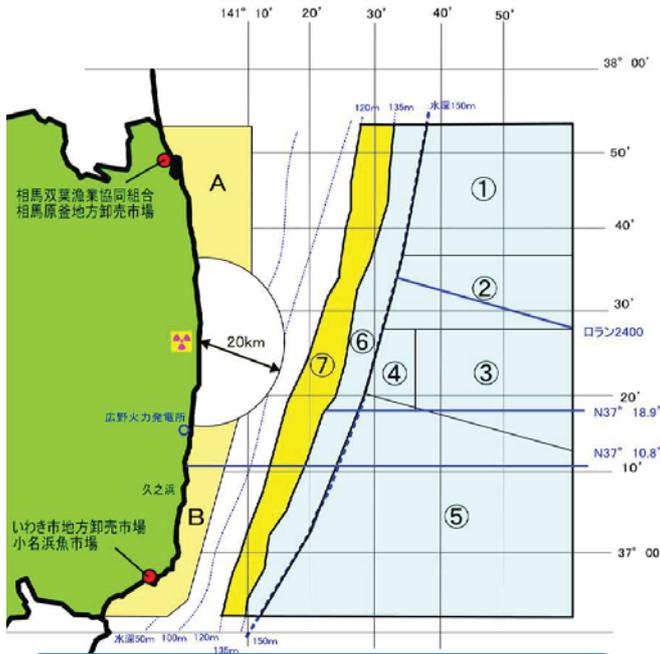


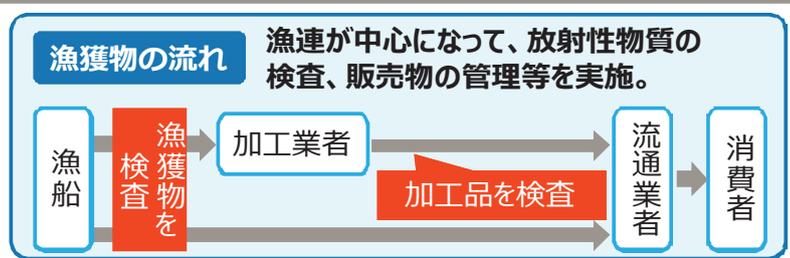
(平成26年10月31日現在)



- 注1：底びき網漁業は①+②+③+④+⑤+⑥+⑦の海域で実施。
- 注2：沖合たこかご漁業(7～8月)は①+②+③+④+⑤+⑥の海域のうち、北緯37度18.9分以上で実施。
- 注3：船びき網漁業はA+Bの海域で実施。
- 注4：固定式刺網漁業はA+Bの海域で実施。
- 注5：沿岸カゴ漁業はBの海域で実施。
- 注6：潜水漁業はBの海域で実施。
- 注7：貝桁網漁業はBの海域で実施。
- 注8：流し網漁業は東電福島第一原発の半径20km以内を除く北緯37度10.8分以上の海域で実施。

試験販売時の放射性物質検査の概要

- 平成24年6月～26年10月の試験販売の際、生の状態及び加工した状態のものについて計2,399回、放射性物質の簡易検査を実施。
- 検査結果は福島県漁連のHPにて随時公開。
<http://www.jf-net.ne.jp/fsgyoren/sono/sisotop.html>



福島県における試験操業・販売の状況

(平成26年10月31日現在)

試験操業の対象種 (計55種)

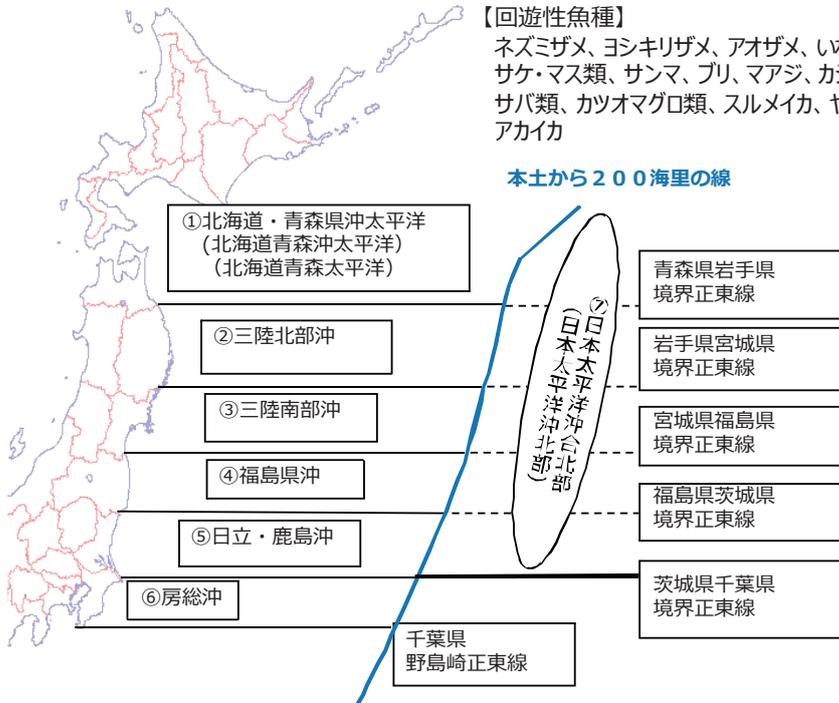
- <底びき網漁業：40種類> ミズダコ、ヤナギダコ、マダコ、スルメイカ、ヤリイカ、ケンサキイカ、ジンドウイカ、ケガニ、ズワイガニ、ヘニズワイガニ、ヒゴロモエビ、ボタンエビ、ホッコクアカエビ、沖合性のツブ貝(シライトマキバイ、チチミエゾボラ、エゾボラモドキ及びナガバイ)、オキナマコ、キチジ、アオメエソ(メヒカリ)、ミギガレイ(ニクモチ)、ヤナギムシガレイ、キアンコウ、サメガレイ、アカムツ、ヒレグロ、チダイ、マアジ、メダイ、スケトウダラ、ユメカサゴ、マガレイ、ホウボウ、オクチイシナギ、ウマヅラハギ、カガミダイ、カナガシラ、ソウハチ、マダイ及びマトウダイ
- <沖合たこかご漁業：5種類> ミズダコ、ヤナギダコ、シライトマキバイ、エゾボラモドキ、チチミエゾボラ
- <船びき網漁業：2種類> コウナゴ(イカナゴの稚魚)及びシラス(カタクチイワシの稚魚)
- <固定式刺網漁業：11種類他> イシカワシラウオ、ヒラツメガニ、ガザミ、シロザケ、マサバ、ゴマサバ、マアジ、ブリ、ホウボウ、マダイ、チダイ及び他の試験操業の対象種
- <沿岸かご漁業：6種類> ヒラツメガニ、ガザミ、ミズダコ、マダコ、ヒメエゾボラ、モスソガイ
- <潜水漁業：1種類> アワビ
- <貝桁網漁業：1種類> ホッキガイ
- <流し網：6種類他> マイワシ、マアジ、マサバ、ゴマサバ、ブリ、サワラ及び他の試験操業の対象種

※ 上記対象種類のうち、重複するものを除くと52種類。

※ 対象種追加の経緯は福島県漁連のHP参照 <http://www.jf-net.ne.jp/fsgyoren/sono/sisotop.html>

- 平成23年10月から、東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心に、生産水域の区画・水域名を明確化し、原産地表示を推奨

回遊性魚種にかかる水域区分図



● 売場POP



● 商品ラベル



ラベルに水域表示

<参考> ストロンチウム90について

- 食品の放射性物質の基準値を設定する際に、ストロンチウム90の影響を十分に考慮し、安全を見込んで基準値を設定。
- 放射性セシウムの濃度が基準値を下回っていれば、ストロンチウム90による影響も心配する必要はありません。

放射性物質の基準値の考え方

- 放射性セシウム以外の放射性物質（ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）は測定に時間がかかるため、食品中の放射性物質に関する基準値は、放射性セシウム及びそれ以外の放射性物質の両方からの影響を考慮したものとなっている（参考：厚生労働省HP）。
- 放射性セシウム以外の放射性物質による線量は、**食品全体に含まれる線量の約12%**になると仮定されており、これを含めて、食品から受ける年間線量が0.9mSv以下となるように基準値が定められている。

1 ミリシーベルト（コーデックス委員会で設定されている1人当たりの年間線量の指標値と同じ）

飲料水 約0.1mSv	食品 約0.9 mSv	0.9mSvの約88%をセシウム、残り約12%分をセシウム以外の放射性物質の影響と考慮。
----------------	--------------------	--

水産物中のストロンチウム90

- 水産物に関しては、**安全側の評価となるよう**放射性セシウム以外の放射性物質からの線量が、放射性セシウムからの線量と**同量で存在**すると仮定。
- これまでの水産物の調査では、ストロンチウム90は、実効線量係数を用いて線量換算すると、放射性セシウムの**約500分の1から約50分の1程度の割合**となっており、この仮定が**十分に安全を見込んだ**ものであることが示されている。